

令和7年度
保稅事務研修資料

内部監査の概要

—自主的な内部管理体制の充実に向けて—



大阪税関 監視部
保稅總括部門

目次

- 自主管理制度と社内管理規定
- 内部監査制度
- 内部監査のポイント
- 監査結果の報告等
- 参考：滅却の改正について

自主管理制度と社内管理規定

保税制度における自主管理制度

(倉主 = 指定保税地域「貨物を管理する者」、許可保税地域「被許可者」)

直接管理

昭和46年以前は、保税地域への外国貨物等の搬出入は、すべて税関への事前の届出を要する扱いとされていた

倉主



税関



貿易量の増大により
税関・倉主双方の事務量が増加

- ◆ 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ◆ 昭和47年 自主管理制度の導入
- ◆ 平成 4年 CP整備の周知・指導を開始
- ◆ 平成 9年 完全自主管理体制に移行
- ◆ 平成12年 CP整備を基本通達化

社内管理規定
(CP=Compliance Program)

倉主等による自主的な外国貨物の管理

間接管理

税関は許可時・許可期間更新時の審査、業務検査、保税取締りを通じて間接的に管理

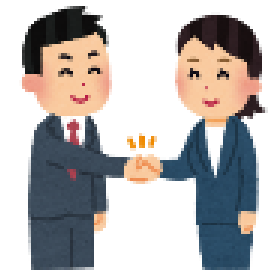


自主管理とは

- ・ 保税地域における管理は、
倉主による日常的・主体的な管理を前提としている
- ・ 税関による確認・指導は、
倉主の自主管理を補完するもの
- ・ 単なる法整備ではなく、
実務の中で機能する管理が求められる

なぜ自主管理が重要か

- ・ 不正・誤りの未然防止
- ・ 適正な貨物管理の確保
- ・ 通関手続きの円滑化
- ・ 保税制度に対する信頼性の維持・向上



自主管理は「規制対応」ととどまらず「制度を支える役割」

自主管理制度と社内管理規定の関係

社内管理規定は、保税地域における自主管理を
具体的に実施するための社内ルール

社内管理規定(CP: Compliance-Program)

- ①保税地域における貨物管理方法
- ②各種手続体制の整備
- ③保税業務を行なう全従業員に対する教育・研修の実施
- ④内部監査機能による評価および改善

これらの要素に整理することができ、
いずれも、適正な貨物管理を行なう上で欠かすことができない

搬出入管理 ロケーション管理



評価・監査制度 の整備



各種手続き 保税台帳への記帳



研修会



社内管理規定の基本構成

社内管理責任体制

- ・保税業務における具体的業務内容と責任者の明確化

貨物管理・記帳管理

- ・貨物の搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階の管理手続き等について規定
- ・保税台帳の確実な記帳、整理保管
- ・貨物の保全について
- ・税関への通報体制

教育・研修

- ・社内管理規定の方針及び手続きの理解及び共有
- ・関係法令の遵守、税関からの周知事項の共有
- ・担当セクションの職務を明確にし、その内容を理解・共有するための教育、訓練

評価・監査制度

- ・保税地域において社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守・実施されていることを確認するため内部監査人による定期的評価、監査の実施

内部監査制度

内部監査とは

組織体の効果的な目標の達成に向けた取り組みとして、
合法性の観点から、保税地域における貨物管理等の業務運営状況を
公正かつ客観的な立場で検討・評価し、
その結果に基づき、改善に向けた助言・勧告を行う
組織体内の独立した機能をいう



【関税法基本通達34の2-9(7) 評価・監査制度の整備】

(7) 評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

内部監査人

○社内規定等により権限付与

他からの不当な制約を受けることなく、公正不偏な態度で客観的に内部監査を遂行できる立場にあることが求められる
このため、**監査対象となる保税業務担当者が、内部監査人となることは適切でない**

○業務に精通

保税業務に関する知識を有し、職責を果たすに足る十分な知識、技能及び能力を備えていることが求められる

○関税法上、役職等の限定規定なし

会社法上の監査役や会計監査人である必要はない
基本的には、被許可者の従業員がその役割を担うことを想定

内部監査の基本的な進め方

■監査計画の策定

- ・あらかじめ監査の目標、範囲、実施時期等を定める
- ・スケジュール調整:現場の貨物の動きが激しい時間帯を避ける等配慮

■事前調査・準備

- ・監査対象業務の実態やリスクを把握し、適切な監査手法を選定する
- ・重点項目の設定:直近の法改正や過去に指摘を受けた箇所等

■監査の実施

- ・書類・データ監査(机上監査):保税台帳と実際の申告データとの一致を確認
- ・実地監査(現場確認):書類上の数字が「現場のモノ」と一致しているか確認

■評価・指摘の整理

- ・監査で見つかった課題を整理
- ・内部監査のためのチェックリストの活用

■監査の報告・改善提案とフォローアップ

- ・社内報告、受検者への通知・改善提案及び税関への報告
- ・社内でのフォローアップ体制の確立

内部監査の実施前に(事前準備)

□**関税法等の理解** (記帳義務・倉主責任 等)

□自社の「**貨物管理に関する社内管理規定**」
の記載内容の把握



□**保税業務の実際の運用を把握**(作業手順、管理体制等)

□**前回監査時の指導、指摘事項を把握、改善状況の確認**

□税関による台帳検査時の指摘事項がないか把握

□監査項目を列記した**チェックリストの作成・改定**
(重点確認事項の設定等)

□監査通知(アナウンス)



内部監査のポイント

搬出入管理の確認

搬出入された貨物の現物と提出された書類の内容が一致しているか

【確認方法(例示)】

- ▶ **搬入**関係書類（保税運送承認書、ポートノート、送り状等）と貨物との対査確認は確実に行われているか
- ▶ **搬出**関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）と貨物との対査確認は確実に行われているか

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを確認

搬出入された貨物の実態に即した適正な記帳が行われているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務が手順書等に基づき速やかに処理されているか
- ▶ 保税台帳への記帳やNACCSへの登録業務を行う際の書類は確認書類として適正な書類であることを確認する

原本ではなく、輸出入申告**控**での対査確認をしていないか

在庫管理の確認

帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致しているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 貨物在庫状況照会(海上:IWS、航空:IWI)による在庫と、現物在庫の一致を確認
- ▶ 貨物の在庫確認はどのように実施しているか

現場における実在庫の確認が重要

長期蔵置貨物について、管理等が適正に行われているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 長期蔵置貨物の趣旨や内容が適切に理解され、業務に反映されているか
- ▶ 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか
- ▶ 蔵入承認(IS)の内容について、共通認識が形成されているか
- ▶ 月末に棚卸を行っているか、また、その際の記録は保管しているか

蔵置管理の確認

保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないか

【確認方法(例示)】

- ▶ 担当者が保税地域のエリアを認識しているか
- ▶ 保税地域のエリアが明確にわかる措置(表示、線引き等)がとられているか

通関担当者が保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させたケースが過去に発生(保税地域外の蔵置に係る非違)

貨物が適正に区分蔵置されているか、また、差し札等が適切に実施されているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 外貨と内貨は区分して蔵置されているか
- ▶ 貨物の表示(差し札)が識別しやすく、適切に表示されているか
- ▶ 危険品、貴重品の保管状況は万全であるか

「差し札」の内容が十分かを確認(基本通達34の2-6)

貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物は、特別の保管施設を設ける

記帳義務（関税法施行令第29条の2）

	区 分	記帳事項
1号	外国貨物を搬入	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日、船舶・航空機名、入港年月日（最初に搬入する保税地域の場合）、保税運送承認番号（保税運送による搬入貨物の場合）
2号	外国貨物の取扱い（点検・改装・仕分け等）	貨物の記号、番号、品名、数量、取扱いの種類、内容・年月日、変更の内容
3号	蔵入承認又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認書・指定書の番号
4号	輸入の許可	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号
5号	輸入許可前引取り承認（BP承認）	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認書番号
6号	見本の一時持出し	貨物の記号、番号、品名、数量、持出期間、持出先、持出年月日
7号	外国貨物を搬出	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、搬出についての許可又は承認の年月日、許可書又は承認書番号、積み込もうとする船舶・航空機名、出港年月日（外国に向けて送り出す場合）

※「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む



記帳管理の確認 ①

帳簿に必要事項が記載されているか

【確認方法(例示)】

▶ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか

■ NACCS民間管理資料による保税台帳の場合

- 配信データの取得漏れはないか
- 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか
- 保存データ(バックアップデータを含む)を定期的に確認しているか
- IS、マニュアル申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか

◆ 令和7年4月1日より、クラウドサービス等への保存が可能 (一定要件あり)

- クラウドサービス等と接続・保存することで、都度の取得・保存作業に代えることが可能
その場合においても、引き続き、別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう措置は必要
- **これまでの事前届出は不要となり、「帳簿の概要(保存方法を含む。)」についてCPに追記し、変更したものを税関へ提出**

■ 正確なNACCS登録が管理の要

- ・適時登録:貨物の動きに合わせたリアルタイムな入力
- ・適切登録:搬入・搬出業務の正確なステータス管理

※入力漏れや誤りがあると、管理資料への自動反映が正しく行われません

(特に見本持出確認登録業務「海上:MHO」、「航空:MMO」の入力忘れに注意)

記帳管理の確認 ②

輸出入許可書、保税運送承認書、又はその写しが整理・保存されているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 必要な書類は保存されているか。また、保存期間は適切か

保税地域から**搬出**された貨物に係る輸出入許可書、保税運送承認書又はその写し等については、原則として6月間(保税工場にあっては1年間)保存が必要(ただし、保税検査部門による検査を受けたものは、6月前でも保存を要しない)

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず現物確認を

* 記帳は「自主管理の根幹」です *

・関税法に基づく義務

貨物の搬出入・取扱状況の明確な記録は、法律で定められた義務です

・適正な貨物管理の実現

「いつ・どこに・何があるか」を可視化することで、初めて適正な管理が成立します

・リスク回避

不正確な記帳は、法違反や管理不備とみなされる大きなリスクとなります

※帳簿の保存期間

2年(又は保税業務検査を受けた日まで)、AEO事業者は**1年**

よくある「記帳不備」の事例

【マニュアル保稅台帳の場合】

▶単純な記帳誤り

(例:輸入許可日を記帳すべきところ、誤って申告日を記帳)

▶貨物取扱い時における未記帳

▶輸出貨物に係る保稅台帳として使用していた様式のもの、輸入貨物用に転用し、輸入貨物にのみ記帳が求められている保稅運送承認書の番号欄が欠落等

【NACCS民間管理資料による保稅台帳の場合】

▶配信データの取得・保存漏れ

▶MHO(MMO)業務の登録漏れ又は登録誤り

▶マニュアル申告等CSV台帳に反映されない場合の別途作成すべき保稅台帳の未作成

【共通】

▶貨物の動静と記帳の「時間的乖離」(数日分をまとめて記帳し、記帳時間の形骸化)

▶許可・承認前の先行作業

▶証書類(エビデンス)との不整合

教育訓練・通報体制

従業員（委託先従業員を含む）に対する社内研修は十分に実施されているか
また、その結果は責任者に報告しているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 部内研修の開催結果を記録として保存しているか
- ▶ 部外研修等への参加記録を残しているか、また、その内容が社内等で共有されているか
- ▶ 関係法令や通達等の改正に伴い、業務手順書等を遅滞なく改訂しているか

税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及・遵守されているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 定例ミーティングの機会等を利用して、周知徹底が図られているか

通報体制の履行状況は適正に行われているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切に行われているか
- ▶ 社内、業務委託先との連絡体制について更新されているか
- ▶ 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか

その他監査のポイント

貨物の取扱い等が内容通り適正に行われているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 外国貨物等の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は立会っているか
- ▶ 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告しているか
- ▶ 不適正な税関手続き等があった場合には、総合責任者に報告されているか

業務委託に問題はないか

【確認方法(例示)】

- ▶ 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか
- ▶ 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことの確認

委託契約内容、期間を確認することも重要

税関業務担当者が、必要とする法令等の知識及び記帳能力を有しているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるため研修を行っているか
- ▶ 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されているか
- ▶ N A C C Sシステムの操作資料、手順書が配備され、有効に活用されているか

許可条件に記載されている保税の手続きは適切に行われているか

【確認方法(例示)】

- ▶ 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は、遅滞なく提出されているか
- ▶ 内部監査の結果を税関に提出しているか

内部監査における最上位の確認事項

単なる誤字・脱字のチェックではなく、以下の「三層構造の整合性」を監査の柱とする

1. CP (指針):コンプライアンスの理念は明確か
2. 手順書 (計画):CPを具体化した作業手順になっているか
3. 実務 (実行):手順書通りに正しく記帳・管理されているか

CPや手順書は社内で定めたルールです
内部監査実施時は、担当者が実際行っている処理やヒアリングの回答が
CP、手順書と一致しているか、確認することが重要です



監査結果の報告等

内部監査チェックリスト

- 「良好」、「問題なし」、単に ○ × のみの記載ではなく…



推奨事項について(具体例)

- 二重チェックが徹底され、相互にけん制する体制が整っている。
- 前回監査の指摘事項は、▲▲を●●することにより改善された。

指摘事項について(具体例)

- 二重チェックが形式的なものにとどまっている。改善を要する。
- 外国貨物の搬出入作業が手順書と異なっているため、実態に則した手順書への改定を要する。

監査終了後



総合責任者に対する講評

- ・結果については書面に明確に記載して報告すること。
- ・指摘事項について、手順書やCPの改定が必要な場合には、フォローアップを行うこと。



税関への報告

- ・内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。
- ・指摘事項等によりCPを改定した場合は、税関にも改正CPを提出する。

よくある不適切事案

- ◇ 保稅業務に携わっている者が内部監査人となっていた
内部監査人は、他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行できる立場にあることが求められる
⇒ 保稅業務従事者は不適切
- ◇ 従業員への研修・教育が実施されていなかった
(保稅担当者の業務引継ぎが十分でないことを含む)
- ◇ 内部監査において改善要請事項があったにもかかわらず、改善・見直しが行われていなかった
- ◇ 内部監査チェックリストが業務実態に対応していないものを使用していた
⇒ 実際に行っていない業務にも「○」が記載されていた
- ◇ 監査結果を税関に提出していなかった
- ◇ 監査を毎年実施していなかった

基本的な留意点

- 👑 個人的な感情や先入観を排し、事実に基づいて判断する
- 👑 指摘は「問題点」ではなく、「改善の余地」と捉える
- 👑 原則、担当者へのヒアリングを行い、具体的・明確な質問を行うこと
- 👑 NACCS業務は担当者の実際の操作手順を確認する

担当者へのヒアリング方法は、**具体的な回答**を引き出す質問をする

○『搬出入時はどのような手順で行っていますか？』

- ➡ CP、手順書などを用いた**具体的な回答**を受ける
(保税に関する知識、CP、手順書等の理解度を図る)

▶ 業務の“実際”を知るための質問

○『記録内容と現物の確認はどのように行っていますか？』

▶ 事実に基づいた確認ができる質問

○『誤りが発生しやすい場面はありますか？』

▶ “改善点”の気づきを得るための質問



内部監査で期待される効果

非違等の防止

保稅非違が発生する背景の一つとして、自主管理(CP)の遵守が十分に徹底されていない場合が挙げられる。

保稅非違が発生する前に、**内部監査により管理上の課題や改善点を把握し、必要な見直しや改善に取り組むことは、**

非違等の発生を未然に防止することにつながる。

非違等の早期発見

内部監査により、保稅非違の事実を早期に把握した場合には、その内容を自ら税関に申し出ることにより、税関により保稅業務検査等で非違が発見された場合と比べ、**処分の判断において一定の考慮がなされる場合がある。**

また、早期に把握した非違について、適切な改善策を講じ、速やかに実行することで、**処分の基準をなる「処分点数」が軽減される場合がある。**

※自主的な申出や早期の改善対応が行われた場合には、事案の内容等を踏まえ、処分点数減算(例:合計点数から2分の1減算、又は合計点数から10点減算等)が考慮される場合がある。

内部監査は、形式的な確認にとどまらず、業務の実態を踏まえて実施することが重要である。



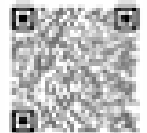
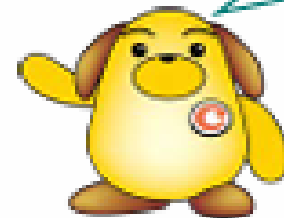
滅却によって再生利用の用に供される物品が発生する場合の留意点

2026年1月1日より、保税地域にある外国貨物等の滅却によって発生する灰、破片、泥等について一定の場合に再生利用が可能となりました。

? 「滅却」とは？

- ✓ 「滅却」とは、貨物に対して焼却、破碎、溶解、発酵等の処理を行うことにより貨物の形態をとどめなくすることをいい、当該処理によって、**再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合**も含まれます。
- ✓ 保税地域にある外国貨物を税関長の承認を受けて滅却する場合、その関税が免除されます。（関税法第45条第1項ただし書）

詳細は、**関税法基本通達（23-9、45-1）**をご参照ください。



保税ポータル

「再生利用の用に供される灰、破片、泥等が発生する場合」とは？

➤ 滅却により発生した灰、破片、泥等が循環資源として原材料に利用される場合を
(例) いい、例えば次のような場合が該当します。

- ・ 衣類、かばん及び靴等の焼却により発生した灰が建築資材に利用される場合
- ・ 機械類等の破碎により発生した金属片が溶解及び精錬を経て再資源化される場合
- ・ 電気機器から取り外した電池が培焼及び解砕等により材料ごとに選別され再資源化される場合
- ・ 食品等に対して発酵処理が行われ、飼料化又は堆肥化される場合
- ・ プラスチック製品が溶解又は分解され、再製品化される場合

以下のような場合には滅却の承認はされませんのでご注意ください！

- 滅却前の貨物の全部又は一部を製品としてそのまま使用する場合や、部品その他製品の一部として使用する場合など、**滅却前の貨物の形態の全部又は一部をとどめた状態で再使用される場合には、貨物が滅却されたものとは認められません。**
- **滅却の承認の申請者や、関税の納付義務を負うべき者（輸入者、倉主等）が、滅却を行うために貨物を他者に引渡しについて対価を得る場合には、滅却の承認はされません。**必要に応じ、申請者に税関から貨物の引渡しに係る取引の関係書類の提示や誓約書の提出をお願いする場合があります。

保税業者に対する業務改善命令の創設等（改正のイメージ）

保税業者による適正な貨物管理

貨物管理に係る規則の定め
（法定化）

規則に則った貨物管理

貨物搬出時の確認義務
（新設）



税関による保税業者に対する監督等

巡回、搬出入の立会い、
帳簿の検査等

助言・指導

業務改善命令
（新設）

貨物の搬入等の停止
保税地域の許可の取消し

ご清聴ありがとうございました。